

# 台風の際に、暴風警報が発令された場合

## ○ 登校前に暴風警報が発令された場合

① 始業時刻2時間前（6時15分）までに暴風警報が解除された場合



平常どおり授業を行います。

② 始業時刻2時間前（6時15分）から、午前11時までに暴風警報が解除された場合



解除後2時間を経て、授業を行います。

③ 午前11時以降、引き続き暴風警報が継続されている場合



授業は行いません。  
登校させないでください。

## ○ 登校後に、暴風警報が発令された場合

授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。  
ただし、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、児童の安全を校内で確保します。（状況によって、保護者のお迎えをお願いします。）

※ 上記の対応は、警報が次の地域に出された場合に該当します。

「愛知県全域」「愛知県西部」「西三河南部」

## 東海地震に関する情報発表について

【注意情報】の発表で児童を下校させます。

危険度  
↓

### 東海地震観測情報

東海地震との関係について、しばらく様子を見ないと評価できない場合。

### 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合

### 東海地震予知情報

東海地震の発生の恐れがあると判断された場合。ほぼ同時に警戒宣言が発令。



- ・ 学校は、注意情報の発令から20分以内に下校を開始できるよう速やかに児童の下校の準備を始め、準備が整い次第、下校を開始します。
- ・ 引渡し訓練の要領で、児童の迎えをお願いします。